

| 事項 | 課題 | 論点 | 参考 |
|------------------|--|---|--|
| 1. 事前調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例では、事前調査の方法として、設計図書その他の資料の確認、目視、分析としか規定されていない。 ・ 例えば、建築物等の構造上、表面に現れていない建材については、目視では分からない。 ・ 事前調査が不十分で、石綿含有のおそれがある建材が発覚した場合、石綿含有が判明するまで、作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査の方法をどのように規定すべきか。 ・ 設計図書その他の資料の確認、目視、分析以外にどのような方法があるか。 | <p>【法第 18 条の 17 第 1 項】 【条例第 40 条の 3】 【規則第 16 条の 4】</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により、特定工事に該当しないことが明らかなものは事前調査に係る規定の適用を受けない（除外規定）。 ・ 条例には除外規定がないので、法との整合を検討する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により、事前調査に係る規定の適用を受けない解体等工事については、事前調査結果の掲示の義務がないことから、住民に対する情報提供ができなくなる。 ・ 条例でどのように手当すべきか。 | <p>【法第 18 条の 17 第 1 項】 【条例第 40 条の 3】 【規則第 16 条の 4】</p> |
| 2. 法改正に伴う法と条例の整合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により、届出義務者が施工者から発注者等に変更された。 ・ 事前調査の結果を施工者が発注者等に書面で説明する義務が規定された。 ・ 条例の規定について検討する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者に主体的な認識を持って関与させるという法改正の趣旨から、条例も法に合わせるべきか。 | <p>【法第 18 条の 15 第 1 項】 【法第 18 条の 17 第 1 項～第 3 項】 【条例第 40 条の 7】</p> |
| 3. 大気濃度測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国では、作業基準の一環として大気濃度測定の義務付けを検討している（省令改正）。 ・ 条例では、敷地境界における規制基準と測定義務を規定している。 ・ 条例における測定のあり方を検討する必要がある。 | <p>（省令改正を見定めて今後検討する。）</p> | <p>【条例第 40 条の 6】 【規則第 16 条の 8】 【条例第 40 条の 12】 【規則第 16 条の 13】</p> |
| 4. 立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により、特定工事の現場のみならず解体等工事の現場に立入検査ができるよう範囲が拡大されたものの、施工者及び発注者の事務所に立入検査ができない。 ・ 条例では、解体現場及び施工者の事務所に立入検査ができる。 ・ 条例で発注者の事務所へ立入検査の拡大を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例では、事前調査結果等を確認するため、施工者の事務所に立入検査ができるが、発注者の事務所も、届出内容について確認するための立入検査の対象とすべきか。 ・ また、届出義務者を発注者とした場合の施工者の事務所への立入検査の位置付けをどうすべきか。 | <p>【法第 26 条第 1 項】 【条例第 105 条第 3 項】</p> |